

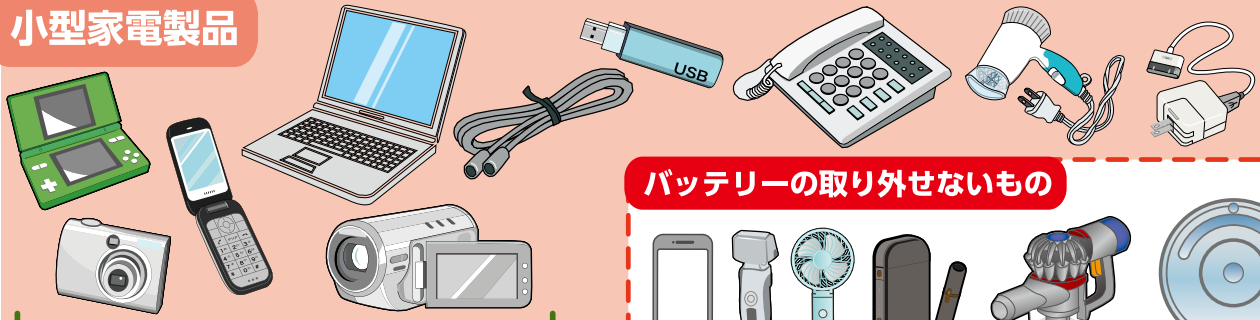
小型家電製品・バッテリーの出し方

小型家電製品は、「燃やすごみ」として集積場所に出せる他、資源の有効活用を目的として、区役所等に設置した『小型家電回収ボックス』（ピンクのボックス）で回収も行っていきます。

一方で、コードレスの小型家電製品に内蔵されているバッテリーやモバイルバッテリーなどの小型充電式電池（バッテリー）は、メーカーや輸入販売業者に自主回収・リサイクルが義務付けられており、集積場所に出すことはできません。家電量販店等に設置した『小型充電式電池リサイクルボックス』（黄色い缶）にお出してください。

また、**バッテリーの取り外せない小型家電製品**を集積場所に出す場合は、火災防止の観点から、燃やすごみの日に**生ごみ等とは「別の袋」**でお出してください。

小型家電製品



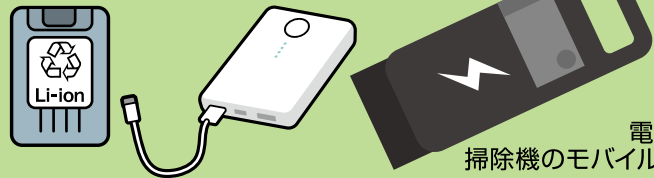
バッテリーの取り外せないもの



バッテリーは取り外してください

小型充電式電池（バッテリー）

※横浜市では回収していません



電動自転車や
掃除機のモバイルバッテリー

注意

バッテリー（リチウムイオン電池）による 火災が多発中！他のごみとは混ぜないで！



混入



出典：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

投入口(30cm×
15cm)に入る、
長さ30cm未満



小型家電の回収

設置場所

- 市庁舎・各区総合庁舎
 - 各区資源循環局事務所
 - 資源循環局焼却工場
 - 区民利用施設（一部）
 - スーパーなどの店頭（一部）
- ※設置場所は市ホームページでご確認ください。

注意事項

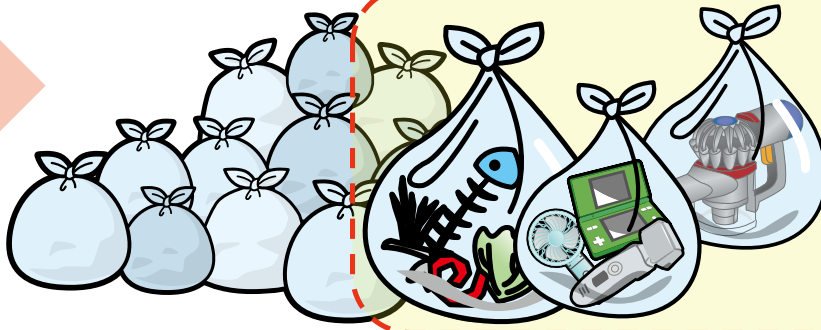
- 回収ボックスに一度投入したものは返却できません。
- 電池類や電球・蛍光灯は抜き取って出してください。
- 回収ボックスに完全に入らないものは出せません。
- 臭気の強いもの（電動灯油ポンプ等）は入れないでください。
- 個人情報が含まれる製品は、個人情報を消去してから回収ボックスへ入れてください。
- 袋等に入れずに、そのまま回収ボックスに投入してください。
- 蛍光灯・電池は対象外です。

認定事業者による回収

- 国が認定した事業者による民間回収も行われています。詳しくは市ホームページでご確認ください。

横浜市 小型家電

検索



**バッテリーを
取り外せない
場合は、
生ごみ等とは
別の袋で!**

お使いの集積場所

小型充電式電池リサイクルボックス



設置場所

- 市庁舎・各区総合庁舎
 - 各区資源循環局事務所
 - 区民利用施設（一部）
 - 家電量販店や自転車販売店
 - ホームセンター など
- ※設置場所は一般社団法人JBRCのホームページでご確認ください。

回収対象

- リサイクルマークのある小型充電式電池（本体から取り外したもの）
- モバイルバッテリー本体

注意事項

- 端子部をテープで絶縁してください。
- 回収できるバッテリーは、JBRC 会員企業製のものに限りません。
- 電動自転車バッテリーは、自転車販売店・区役所・収集事務所など回収先が限られます。



破損・膨張したもの

各区収集事務所に相談

ごみ出しの
曜日とルール

燃やすごみ

燃えないごみ
スプレー缶
乾電池

プラスチック
資源

缶・びん・
ペットボトル

小さな
金属類

古紙・古布
資源集団回収

粗大ごみ

市では収集
できない
ごみ

小型家電製品・
小型充電式電池・
バッテリー

資源物の直接
持ち込み・回収・
不法投棄

ごみ出しの支援
集積場所の
設置や維持管理

災害時の
ごみ

資源物の
リサイクル

ごみの
分別品目
一覧表